



キミと一緒に、育っていききたい。

Komaki



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT

GOALS

事業者の皆様へ

事業活動に伴って排出されるごみ（事業系ごみ）は、
量の多少に関わらず、

**地域のごみ集積場へは
出せません！！**



KOMAKI



P1・・・ 廃棄物の区分

P2・・・ 事業者の責務

P1-2・・・ 産業廃棄物及び事業系一般廃棄物の種類

P3・・・ 事業系一般廃棄物の処理方法

P3・・・ 産業廃棄物の処理方法

P4・・・ 廃棄物再生事業者及び一般廃棄物収集運搬許可業者一覧表

P5・・・ 事業系ごみ減量に取り組むメリット

P5・・・ 古紙のリサイクル

P6・・・ 食品廃棄物のリサイクル

P7・・・ 事業系ごみについてのQ&A

小牧市
ごみ政策課



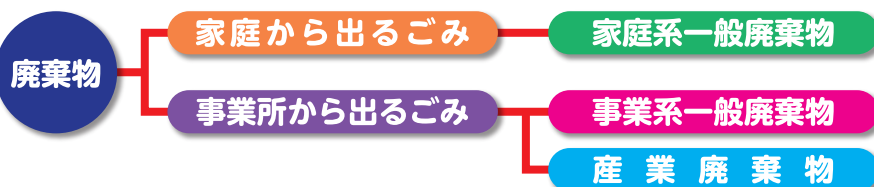
廃棄物の区分

事業活動に伴う廃棄物について

事業活動に伴って生じた廃棄物は事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、排出事業者が適正に処理をする義務を負います。

事業活動とは？

会社や工場などの事業所のほか、NPO（非営利団体）、宗教法人、個人商店などの活動など、家庭以外で行われるすべての活動を指します。



それぞれの区分を
しっかり把握して
適正に処理
しましょう。



産業廃棄物 及び

産業廃棄物

種類とその主なもの

あらゆる事業活動に伴うもの

燃 え 殻	石炭殻、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他の焼却残さ
汚 泥	排水処理後の泥状のもの、各種製造業の製造工程で排出された泥状のものなど
廃 油	動植物性油、鉱物性油、潤滑油、洗浄用油など
廃 酸	酸性の廃液（写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸など）
廃 アルカリ	アルカリ性の廃液（写真現像廃液、廃ガス洗浄廃液など）
廃プラスチック類	廃ペットボトル、合成樹脂くず、廃発泡スチロール、廃タイヤなど ※ポリ袋、PP バンド、従業員が食べた弁当の容器も含まれます。
ゴ ム く ず	天然ゴムくずなど
金 属 く ず	鉄くず、非鉄金属くず
ガラスくず（空きびんなど）・コンクリートくず及び陶磁器くず	
鉱 さ い	製鉄所の炉等から出る残さいなど
が れ き 類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片など
ば い じん	工場の排ガスを処理して得られるばいじん

特定の事業活動に伴うもの

紙 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業（印刷出版を行うものに限る。）、製本業及び印刷物加工業から生ずる紙くず、並びに PCB が塗布され又は染み込んだもの※
木 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業から生ずる木くず、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）に係る木くず並びに PCB が染み込んだもの※
織 維 く ず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工場（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず並びに PCB が染み込んだもの※
動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
動物系固形不要物	と畜場等から発生した動物に係る固形状の不要物
動物のふん尿	畜産農業から排出されるもの
動物の死体	畜産農業から排出されるもの

※貨物の流通のために使用したパレットと PCB が塗布され又は染み込んだものについては、業種の規定はありません。

上記の 19 種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの コンクリート固型化物など



事業者の責務

12 つくる責任
つかう責任



事業系ごみは事業者処理責任があります !!

- 事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理すること
- ごみの発生抑制、再使用、再生利用を促進することにより、廃棄物の減量を図ること
- ごみの減量、適正処理等について、国や市の施策に協力すること

《廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第3条）》

《小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（第4条）》



事業者は、自ら発生させた廃棄物を適正に処理することはもちろんのこと、廃棄物の減量に努めることが義務付けられています。

ごみに関する関連法規をしっかりと熟知し事業者としての責務を果たしましょう。

事業系一般廃棄物の種類

事業系一般廃棄物

左記以外のもの

生ごみ	食品の食べ残し、売れ残り、調理残さなど		●許可業者に委託（4ページ）か自己搬入（3ページ） ●市内外の再資源化施設へ搬入（6ページ）
剪定枝類	剪定枝、草、幹、根など		●許可業者に委託（4ページ）か自己搬入（3ページ） ●市外の再資源化施設へ搬入（6ページ）
一般ごみ (燃やすごみ)	汚れのついた紙、リサイクルできない紙		●許可業者に委託（4ページ）か自己搬入（3ページ）
一般ごみ (粗大ごみ)	1辺が60cm以上の事業系一般廃棄物 (たんす、机、カーペットなど)		●許可業者に委託（4ページ）か自己搬入（3ページ）
古紙・古布	新聞、雑誌、段ボール、雑がみ、シュレッダー紙など 不要になった作業着、ウエス(布)など		●種類ごとに分別し、廃棄物再生事業者に委託（4ページ）

その他

左記に該当するが資源となるもの

空き缶 空きびん	飲料用のアルミ缶・スチール缶、空きびんなど		●分別し、廃棄物再生事業者に委託（4ページ）
パソコン	各メーカーに引取りを依頼 【問合先】パソコン3R推進協会 (03-5282-7685)		小型家電リサイクル法に基づく認定業者で処理も可能ですが、産業廃棄物として manifests の受付が必要になります。
家電リサイクル法 対象機器	テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機 ※業務用のエアコン、冷蔵庫等は対象外		①購入した販売店へ引取りを依頼してください。 買い替えの場合は、新しい製品を購入する販売店へ引取りを依頼してください。 ②産業廃棄物収集運搬業者に委託する。 ③郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定取引場所へ。 詳細は家電リサイクル券センター(☎0120-319-640)または小牧市ごみ政策課へお問い合わせください。



事業系一般廃棄物の処理方法



一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して処理する

ごみの収集を委託する場合、市から許可を受けている業者と契約してください。
一般廃棄物収集運搬許可業者一覧表 (P4) をご覧ください。



小牧岩倉エコルセンターに自己搬入する

※初めて持ち込みされる場合、ご不明な点がある場合は事前に下記までご連絡ください。

■ 小牧岩倉エコルセンター

場 所	小牧市野口 2881-9 (温水プール横)
連 絡 先	0568-79-1211
受 付 時 間	月曜日から金曜日の 9 時～ 12 時、13 時～ 16 時
持ち込みできるもの	市内で発生した資源を除く一般廃棄物 産業廃棄物の持ち込みは禁止です!
処理手数料	20kgまで440円、それ以降10kgごとに220円を加算

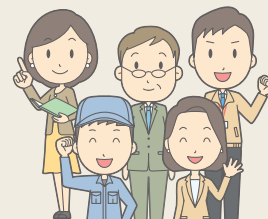


※周辺住民への配慮から受付時間が決められています。

効率的な契約方法 ～ごみ処理の共同的な取り組み～

事業系ごみの処理費の負担を軽減する方法のひとつとして、ごみの共同処理を推奨します。例えば、商店街やテナントビル、飲食店組合などの事業組合が主体となり、ごみの排出日や排出方法のルールを決め、一括で許可業者と契約を結ぶ方法です。

個々の事業者単体で契約を締結するより効率的であり、ごみの処理委託費を削減できる可能性があります。ぜひご検討ください。



産業廃棄物の処理方法



産業廃棄物処理業者(県知事の許可)に委託して適正に処理する

産業廃棄物処理業者に関するお問い合わせ先

愛知県産業資源循環協会 TEL : 052-332-0346



産業廃棄物を収集する場合は、品目ごとの許可が必要となります。
業者に産業廃棄物の引取りを委託する場合は、排出する廃棄物の
収集の許可を有していることを確認してください。

事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任で適正に処理する責務があります。よって、廃棄物の処理を委託する場合は、委託した廃棄物が適正に処理をされているか、把握しなければなりません。万一、委託した産業廃棄物処理業者が不法投棄をした場合、委託者も不法投棄者と同様の罪に問われる場合があります。

マニフェストを必ず交付して、自ら排出した廃棄物が適正に処理をされているか確認しましょう。





廃棄物再生事業者一覧表

令和5年7月末現在（50音順）

廃棄物再生事業者とは廃棄物の再生を業として営んでいる者で、その処理能力が環境省令で定める基準に適合し、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けた者のことです。

※引き取りの条件等は業者によって異なるため、事前にご確認ください。

	業 者 名	所 在 地	電話番号	取 扱 品 目
小 牧 市 内	(株) E C O 兼 子	下末525-2	73-3811	古紙(機密書類対応可)、シュレツダー紙、アルミ缶・スチール缶、金属類
	河 村 商 事 (株)	林1949-1	78-0003	古紙(機密書類対応可)、シュレツダー紙
	(株) 後 藤	小牧原四丁目121	76-2151	古紙(機密書類対応可)、シュレツダー紙
	小 牧 金 属 (株)	市之久田一丁目208	72-1414	アルミ缶・スチール缶、金属類
	(株) 小 牧 宮 崎	元町三丁目150	73-4171	古紙、シュレツダー紙、ウエス、アルミ缶、ペットボトル
	坪 井 金 属 (有)	東田中2057-1	73-9141	古紙(機密書類対応可)、シュレツダー紙、ウエス、アルミ缶・スチール缶、金属類、びん、ペットボトル
	(株) 橋 本 商 店	中央六丁目41	76-2211	古紙(機密書類対応可)、シュレツダー紙、ウエス、アルミ缶・スチール缶、金属類、びん、ペットボトル
	福 田 三 商 (株)	新小木二丁目9	76-4196	古紙(機密書類対応可)、シュレツダー紙、アルミ缶
	美 濃 金 属 (株)	新小木一丁目8	73-1020	アルミ缶・スチール缶、金属類
	(株) 三 原 興 業	大草2989	79-6765	アルミ缶・スチール缶、金属類
	ヤマショー金属(株)	①三ツ淵195-1 ②文津300	①73-4028 ②74-2811	アルミ缶・スチール缶、金属類
	(有) 山 田 商 店	市之久田二丁目89	72-8262	古紙(機密書類対応可)、シュレツダー紙、ウエス、アルミ缶

詳しくは愛知県ホームページ「廃棄物再生事業者一覧」をご覧ください。



一般廃棄物収集運搬許可業者一覧表

令和5年7月末現在（50音順）

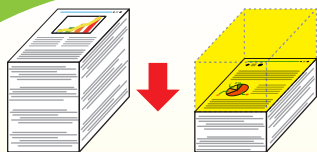
	業 者 名	所 在 地	電話番号	業 者 名	所 在 地	電話番号
小 牧 市 内	(株) E C O 兼 子	下末525-2	73-3811	坪 井 金 属 (有)	東田中2057-1	73-9141
	大 成 環 境 (株)	本庄1251-9	78-0277	(株) 天 蔵	西之島1953-1	65-8879
	三 和 清 掃 (株)	本庄2613-114	79-2740	(株) 橋 本 商 店	中央6-41	76-2211
	(有) 伸 和 環 境	久保一色3458-1	41-4192	(株) ビ ホ フ	本庄一ツ木1187-1	54-3050
	西 部 開 発 (株)	小牧原1-10	78-7347	(株) 三 原 興 業	大草2989	79-6765
	第 一 環 境 (株)	久保一色南2-120	72-2300	(有) 桃山リサイクル	池之内3-1	27-6778

	業 者 名	所 在 地	電話番号	業 者 名	所 在 地	電話番号
小 牧 市 外	(株) 愛 北 産 業	岩倉市	0587-66-2113	大和エンタープライズ(株)	江南市	0587-54-4612
	(有) 岩 田 清 掃	瀬戸市	0561-21-0006	(有) タ ツ ミ 産 業	江南市	0587-55-3446
	エコサービス(株)	岩倉市	0587-37-0111	(株) デイーアイデイー	一宮市	0586-82-1004
	(株) エ コ ロ ダ イ ワ	尾張旭市	052-775-5589	東 海 装 備 (株)	名古屋市瑞穂区	052-841-8627
	(有) ケ ー ア イ	北名古屋市	24-0279	(有) 藤 井 金 属	春日井市	84-1164
	(有) コ ス モ テ ク ノ	名古屋市守山区	052-796-3633	(有) ホ テ イ ク リ ー ン	江南市	0587-56-4028
	サンユー工業(株)	春日井市	89-0821	やまもと企画(株)	岐阜県可児市	0574-65-8353
	(株) 新 栄 工 業	犬山市	61-1844	(株) ユニオンサービス	名古屋市緑区	052-623-5342
	(有) シ ン セ イ	一宮市	0586-69-3056	(有) 芳 村 商 店	春日井市	84-2587
	大和エネルフ(株)	春日井市	37-0010			



事業系ごみ減量に取り組むメリット

① コストの削減



ごみを減量化することで、ごみの処理にかかるコストの削減を図ることが出来ます。

② 企業のイメージアップ



会社全体でごみ減量やリサイクルを推進することはSDGsへの取り組みとして企業のイメージアップに繋がります。

③ 地球環境の保全



事業者の皆様によるごみの減量等により、資源の保全や省エネルギーなど次の世代へ良い環境を残すことが出来ます。

ペーパーレス化に向けて

- ・会議ではパソコン、タブレット等を利用し、できる限りペーパーレス化を推進していきましょう。
- ・書類もデータ化して電子メール、社内ネットワーク等を利用し、紙の使用を控えましょう。



ごみが出る場合でも…

今まで捨てていたごみでも、条件によっては処分料が今より下がる可能性もあるので、廃棄物再生事業者に問合せするなどし、適宜処分先の見直しをしてみましょう。

例えば…

1ヶ月に20kg440円の処分料がかかってる

持ち込みなら無料で引き取りますよ

440円×12ヶ月
=年間5,280円 → 0円
コスト削減成功♪



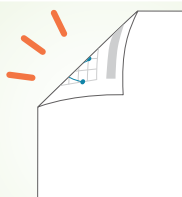
古紙のリサイクル

① 古紙の排出抑制

事業系ごみの減量の第一歩は古紙のリサイクルから!! 積極的に取り組みましょう。



両面印刷 や 2in1印刷を励行する



コピー用紙の裏紙を利用する



資料や書類の共有化・一元化

② 機密文書のシュレッダー



燃やすごみとして処理していませんか?



シュレッダーした機密文書も立派な資源です!!

廃棄物再生事業者一覧表 (P4) の業者に委託して処理しましょう。



食品廃棄物のリサイクル

12 つくる責任
つかう責任



事業者の責務

食品リサイクル法では、食品廃棄物のリサイクル等の実施にかかる事業者の責務などを規定しており、同法で定められている**食品関連事業者**には、食品廃棄物の「発生抑制」「リサイクル」「減量」の取り組みを進めていく責任があります。

食品関連事業者とは？

食品製造業



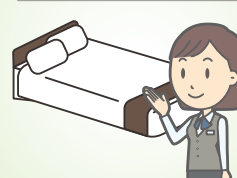
食品卸売小売業



飲食店



宿泊施設・結婚式場



食品製造業から排出される食品廃棄物をリサイクルではなく廃棄物として処理する場合は、産業廃棄物として処理する必要があります。

株式会社バイオス小牧について

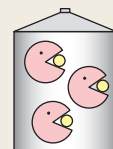
小牧市内で、食品残さを利用したバイオガス発電施設が令和5年2月より稼働となりました！

今まで小牧岩倉エコルセンターで溶融処理していた食品残さについて、メタン発酵でリサイクルすることができますので、限りある資源を有効活用するため、是非ご利用を検討ください。

搬入に伴う料金等につきましては、直接バイオス小牧へ問合せするようお願いします。



食品廃棄物



メタン発酵



バイオガス発電

〒485-0825 愛知県小牧市大字下末字野本398番
TEL 0568-48-2208 FAX 0568-48-5202
URL : <https://bioskomaki.co.jp>



～事業系ごみの市外再資源化施設への搬入～

事業所から排出される、剪定枝類（事業系一般廃棄物）に関しては、再資源化の促進の観点から、市外の再資源化施設への搬入を推進しています。一定量、剪定枝類を排出する事業者は、ぜひご検討ください。

自己搬入
でも OK!

Step1

契約を交わしている
許可業者に相談



Step2

許可業者から市へ
計画書の提出



Step3

小牧市が搬入先の
市町村に協議申請



Step4

搬入先の市町村が
許可を発出



Step5

搬入開始



ご不明な点があれば小牧市ごみ政策課までご相談ください。

小牧岩倉エコルセンターでは 再資源化可能な廃棄物の搬入を制限しています!!

小牧岩倉エコルセンターでは、事業所から排出される再資源化可能な古紙類や剪定枝類の受け入れを制限しています。

再資源化施設への搬入か廃棄物再生事業者への引渡しを推進してください。ご不明な点があれば、小牧市ごみ政策課までお問い合わせください。





事業系ごみについての Q & A



ほかの人に迷惑をかけなければ、ごみを燃やしてもいいですか？



ごみの焼却は原則認められておりません。廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 16 条の 2 の規定に違反して、廃棄物を焼却したものは 5 年以下の懲役若しくは 1,000 万以下の罰金に処せられ、又はこれを併科される場合があります。

※例外として、法令の基準に適合する焼却設備での焼却は認められておりますが、使用状況によっては指導の対象となります。



従業員が食べた弁当の容器（プラスチック製）などは、ごみ集積場に出せますか？



事業所から排出する場合、プラスチックでできている製品や容器包装はすべて**産業廃棄物に該当します**ので、地域のごみ集積場に出すことはできません。産業廃棄物の廃プラの収集運搬の許可を持っている業者に委託してください。



少ししかごみが出ない。種類も一般家庭のごみと変わらないのでごみ集積場に出してもいいですか？



事業系ごみは、量や質に関わらず事業活動に伴って発生したごみのことを言います。少量であるからといって**地域のごみ集積場に出すことはできません**ので、事業者自ら小牧岩倉エコルセンターに搬入するか、市が許可している処理業者に収集運搬を依頼するなど、適正な処理をしてください。



事業所と住宅が併用の場合、家庭系ごみと一緒に事業系ごみをごみ集積場に出してもいいですか？



事業所と住宅が併用の場合でも、必ず家庭のごみと事業所のごみを分けて排出してください。

**事業系ごみは、
地域のごみ集積場には
出せません!!**



事業所から排出される古紙類や空き缶類は地域の資源回収に出してもいいですか？



PTA や子ども会などの団体が行う資源回収は、家庭から出た資源ごみ限定です。事業所から出る古紙類や空き缶類は事業所自ら適正に処理する義務がありますので、地域の資源回収には出さずに、直接廃棄物再生事業者（4 ページ）に引き渡してください。

ごみの不法投棄は犯罪です!

ごみをみだりに投棄すると、5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下（法人の場合は 3 億円以下）の罰金に処せられ、又はこれを併科されます。

また、**違法と知りながら、地域のごみ集積場にゴミを投棄し続けると、不法投棄に当たります**ので、警察と連携し指導を行います。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第 25 条））



各種お問い合わせ先

●事業系一般廃棄物に関する一般的なこと	小牧市ごみ政策課	☎(0568)76-1187
●一般廃棄物の搬入に関すること	小牧岩倉エコルセンター	☎(0568)79-1211
●産業廃棄物に関する一般的なこと	愛知県資源循環推進課	☎(052)961-2111 (代)
	愛知県尾張県民事務所廃棄物対策課	
	指導・監視グループ	☎(052)961-8340
	許可・調整グループ	☎(052)961-8341
●産業廃棄物処理業者に関すること	愛知県産業資源循環協会	☎(052)332-0346